

平成 25 年第 4 回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成 25 年 8 月 9 日

与 論 町 議 会

平成 25 年第 4 回与論町議会臨時会会議録

平成 25 年 8 月 9 日 (金曜日) 午後 4 時 12 分開会

1 議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 39 号 工事請負契約の締結について (与論町城団地建築本体工事)
- 第 4 議案第 40 号 堆肥散布架装車の購入契約の締結について

2 出席議員 (8 人)

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番 高田 豊繁 君 | 4番 林 隆壽 君 |
| 5番 喜山 康三 君 | 6番 供利 泰伸 君 |
| 7番 野口 靖夫 君 | 8番 麓 才良 君 |
| 9番 福地 元一郎 君 | 10番 大田 英勝 君 |

3 欠席議員 (2 人) 欠員 (0 人)

- 1番 林 敏治 君
- 3番 町 俊策 君

4 地方自治法第 121 条による出席者 (5 人)

- | | |
|---------------|---------------|
| 町長 南政吾 君 | 副町長 川上政雄 君 |
| 総務企画課長 沖野一雄 君 | 産業振興課長 鬼塚寿文 君 |
| 建設課長 山下哲博 君 | |

5 議会事務局職員出席者 (2 人)

- 事務局長 川畑義谷 君 係長 朝岡芳正 君

開会 午後 4 時 12 分

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成 25 年第 4 回与論町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、4 番林隆壽君、6 番供利泰伸君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第 2、「会期決定の件」を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

日程第 3 議案第 39 号 工事請負契約の締結について（与論町城団地建築本体工事）

○議長（大田英勝君） 日程第 3、議案第 39 号、工事請負契約の締結について（与論町城団地建築本体工事）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第 39 号、工事請負契約の締結について（与論町城団地建築本体工事）について提案理由を申し上げます。

平成 25 年度与論町城団地建築本体工事について、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年与論町条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 住宅施設ということですが、地域の均衡ある発展を考えた場合、与論校区にはこういった住宅が少ないと感じておりました。それでお聞きしたいのは、この入札の金額というのはどのようなものか。前回、または前々回の入札金額等から照合してどういう状況になっているのか、町長の御意見をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 最近の住宅については、住民からも金額的な問題で高過ぎるという意見も出ているわけでありますが、しかし 10 年 15 年後のことを考えたら、このぐらいの金額でつくったほうが良いのではないだろうかということと、県からこれを基準とした形でという指導を受けております。それと、一度入居したらつくり直すとい

うことが非常に難しくなります。なので、非常に頑丈なものをつくりないといけないというのが今までの状況だったわけあります。ただそればかり言つていられなくて、今度はある程度価格的に差のついたものも必要ではないかということで内部でもその点を検討しているところであります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、今回の入札金額は前回と比べてどういう状況か。この金額について町長はどういう考えを持たれているのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 前回の宇和寺住宅との比較ということになるかと思いますが、そうであれば大分安くで入札ができたと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 財政上安いことに超したことはないと思いますが、適切なものをつくってもらって、なおかつ業者が一定の利益を上げることによって経営にも響かない形で、一般入札といいましても、いろいろな建築業界から話を聞いても、たたき合ひがひどいという話も伺っていますので、この辺もいろいろ検討する余地があるのでないかと思います。

ほかにも、住宅工事において工期が間に合わないから養生期間を短縮することに対しているいろいろなことが聞かれているわけなのですが、大雨が続いたりして打設することができなかつたりと、南西諸島の場合は天候が不安定ですのでこの辺も柔軟に対応して、養生期間を重点的に延長させて、引き渡しの期間を少し延ばすなど検討していただきたいと思います。つくるからにはぜひ良いものをつくっていただきたいと思います。

次に、現在の住宅状況はどうなっているかということと、町営住宅の本来の目的というのは、子育て世代を支援するとか、いろいろあると思いますので、大きな間取りの部屋を夫婦二人だけで占用しないようにするとか、運用においてもう少しきちんと歯止めをかける必要があるのではないか。また、入居の実態や今後の町営住宅政策をどうするかについて、町長から示していただければありがたいと思います。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

現在町内には100戸の公営住宅がございます。おっしゃられた子育て世代を支援するためという特定理由での入居はできないかということでございますが、公営住宅法に基づきましては、収入の限度額で入居の基準を定めているわけです。そしてまた、単身者では入居できないというのが一つの条件となつていて、特定目的の公営住宅を整備することにすれば、若者定住とか定住促進住宅であればそのようなかたちで入居を制限することができますけれども、現在、私たちが管理している公営住宅におきましては、収入に限度額があることと単身者ではないということが入居の条件でございまして、そのほかにつきましては子育て世帯や高齢世帯だからということで優先的に入居させることはできない状況でございます。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、工事請負契約の締結について（与論町城団地建築本体工事）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結について（与論町城団地建築本体工事）は、可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第40号 堆肥散布架装車の購入契約の締結について

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第40号、堆肥散布架装車の購入契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第40号、物品売買契約について提案理由を申し上げます。

堆肥散布架装車購入契約について、物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 少しこの内容と外れるかもしれません、これが古くなったときには、この処分はどのように行うのかお聞きします。課長。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 御承知のとおり、平成17年度の途中から堆肥センターは稼働しておりますが、まだ老朽化したため処分した機械はございません。もしそういう事態になりましたら、競売などを考えたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） なぜかというと、消防署の救急車を廃車にしようということだったのですが、廃車するより競売にかけたほうが経費がかからなくて財政的にメリット

が大きいのではないかと提案をして競売にしたのです。なので、こういう古くなった車両に関しましても、そういう形で処分し財政に貢献していただければと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。6番。

○6番（供利泰伸君） 私は、取得には反対ではございませんが、一点だけお聞きしたいと思います。契約の方法としては指名競争入札ということではあります、与論町でこういう特殊な車両を指名するときの競争入札は何社ぐらいで行うのですか。よろしかったらお願ひします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今回の場合は各自動車整備工場を中心として8社指名しております。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 8社ということではありますが、この車両の場合は作業機ですから条件としての型やメーカーは書かれていますが、自動車会社からいったん車両を購入して、その後に散布機等の会社とまた別契約をするのですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 添付してあります参考図のようなものができ上がって整備工場に納入されます。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、堆肥散布架装車の購入契約の締結についてを採決します。お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、堆肥散布架装車の購入契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後4時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 供利 泰伸